

平成 2 9 年 1 月 3 0 日

第 1 回 大垣市議会臨時会議案

議第 1 号

市役所を耐震補強し、新築の延期を求める住民投票条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定に基づく条例の制定請求を受理したので、同条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり意見を附けて議会に付議するものとする。

平成 29 年 1 月 30 日 提出

大垣市長 小 川 敏

市役所を耐震補強し、新築の延期を求める住民投票条例

（目的）

第 1 条 この条例は、市役所新庁舎建設事業に関して「市役所を耐震補強し、新築を延期する」か「市役所をただちに新築する」かを市民が選択する住民投票を行い市民の意思を明らかにし、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

（住民投票の実施）

第 2 条 住民投票は、次のとおり実施する。

- (1) 住民投票に付する事項は「市役所を耐震補強し、新築を延期する」か「市役所をただちに新築する」かを選択することに関し、市民の意思を明らかにするため、市民による投票（以下「住民投票」という）を行う。
- (2) 住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障すると共に市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

（住民投票の執行）

第 3 条 住民投票は、市長が執行する。

2 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、大垣市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という）に委任する。

（住民投票の期日）

第 4 条 住民投票の期日（以下「投票日」という）は、可能な限り早期で、かつ経費がかからない日程とする。

2 市長は、投票日の少なくとも 7 日前までに投票日の告示をしなければならない。

（投票の資格者）

第 5 条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）投票日において年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者。
- （2）前条第 2 項の規定による告示の前日において、その者に係る本市の住民票が策定さ

れた日（他の市町村《特別区を含む》から本市に住所を移した者で住民基本台帳法《昭和42年法律第81号》第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記載されている者（投票日《期日前投票にあっては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ》まで引き続き本市に住所を有していない者を除く）。

2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票における投票の資格を有しない。

（投票の方法）

第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。

2 住民投票を行う投票資格者（以下「投票人」という）は投票用紙の「市役所を耐震補強し、新築を延期する」欄か「市役所をただちに新築する」欄のどちらかに○を記載して、投票箱に入れなければならない。

3 前項に規定する○の記号の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。

4 前項の規定に関わらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申立て、代理投票をさせることができる。

5 点字による投票の方法は、別に定める。

（情報公開）

第7条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。

（住民投票運動）

第8条 住民投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは、不当に干渉されるものであってはならない、

（投票及び開票）

第9条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定めるほか公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による。

（住民投票結果の告示等）

第10条 選挙管理委員会は、開票を行い、投票結果が確定したときは、直ちにこれを公表すると共に、当該公表の内容を市長及び市議会に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第 1 1 条 市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。この場合において、投票した者の過半数の結果の重みを斟酌しなければならない。

(規則への委任)

第 1 2 条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、住民投票の実施の翌日から起算して 9 0 日を経過した後に、その効力を失う。

意 見 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の制定請求に係る条例を付議するについて、次のとおり意見を附する。

平成 29 年 1 月 30 日 提出

大垣市長 小 川 敏

地方自治法第 74 条第 1 項の規定により「市役所を耐震補強し、新築の延期を求める住民投票条例」の制定請求がありましたので、同条第 3 項の規定により次のとおり意見を申し上げます。

昭和 39 年 3 月に建設された市役所本庁舎は、築 53 年もたっており、著しい老朽化や耐震性の不足が急速に顕在化しております。

これに伴い、地震発生時における本庁舎の倒壊又は損壊が強く想定され、このままでは災害時における行政機能の停止が現実化してしまうことを、私は日々危惧いたしているところでございます。

また、平成 18 年 3 月には上石津町及び墨俣町と合併したほか、地方分権改革による権限移譲が進み、行政サービスの広域化、多様化等に伴う事務量の増加により、本庁舎が狭あい化してまいりました。

このため、行政機能を北庁舎、東庁舎に分散させましたが、これにより市民の皆様にも多大なご不便、ご迷惑をおかけしております。加えて北庁舎、東庁舎にはエレベーターが設置されていないなど、バリアフリー化も著しく遅れている状況でございます。

耐震性につきましては、平成 7 年度に実施した耐震診断において、建物の耐震性を示す I_s 値が本庁舎で 0.18、東庁舎で 0.33 と著しく劣っており、大規模地震で倒壊又は崩壊の危険性が高いことが明らかとなりました。

これを受け、平成 19 年の 9 月議会において、本庁舎の耐震補強についての可能性や補強方法などを調査した、本庁舎耐震改修基本計画をご報告させていただき、防災拠点としての本庁舎の在り方について、本格的な議論の端緒をつけさせていただいたところでございます。

一方、平成 21 年の市長選挙では、拠点避難所で、未来を担う子どもたちが集う小中学校の耐震に最優先に取り組むことを公約に掲げ、平成 26 年度には

これらを達成し、現在は保育施設の改築等に、財政状況を勘案しながら適切に取り組んでいるところでございます。

こうした「安全・安心のまちづくり」を計画的に進める中、平成23年3月11日、東日本大震災が発生しました。その被害の状況、被災者の方々の様子を目の当たりにし、私は市役所が果たすべき災害時の復旧・復興の役割の重要性を改めて認識するとともに、その拠点である災害に強い庁舎の実現に決意を新たにせずにはいられませんでした。

このため、平成24年度には、2,000人の市民アンケートを実施するとともに、学識経験者や各種団体の代表者、公募市民からなる「新庁舎建設市民懇話会」を開催し、庁舎に求める機能について、市民目線から多くのご意見を頂戴いたしました。市民アンケートでは、耐震性、防災拠点機能の不足という懸念に加え、庁舎が分散化している不便さに対するご意見が多くございました。

こうした市民の皆様の声から、現庁舎の狭あい化、庁舎の分散化という、耐震性以外にも解決すべき大きな課題があることを改めて認識させていただき、庁舎のあるべき姿として、新庁舎建設の方向性を確信いたしました。

私の4期目に当たります平成25年の市長選挙では、市民が利用しやすい新庁舎、大規模地震が発生しても市民の生命と財産を守る新庁舎の建設について訴えさせていただき、市民の皆様から負託を受けたものと認識いたしております。

その後、新庁舎建設候補地につきましては、現本庁舎敷地や競輪場駐車場敷地などを提案させていただきましたが、市民の皆様のご意見を頂き、人口重心に近く中心市街地に位置する現庁舎敷地及び隣接地での建設が最適であると判断し、平成27年3月には「大垣市新庁舎建設基本構想」を策定いたしました。

この間、市議会において、新庁舎建設関連の予算案を提出し、また新庁舎建設に係る取組状況を逐次ご報告するとともに、本会議の一般質問におきましても市の考え方を真摯かつ丁寧に答弁させていただいております。

そうした中で、議員各位におかれましては、多くの時間をかけて慎重にご審議いただき、市民の代表である市議会として、新庁舎の早期建設について、賛同の意思を明確にお示しいただいているものと考えております。

また、市民の皆様には、先述の市民アンケートや市民懇話会において、市民

目線でのご意見を頂戴しているほか、市のホームページや「広報おおがき」などでの情報提供、パブリック・コメント、障がい者の方々との意見交換会、水門川護岸整備に係る「水門川かわまちづくり市民ワークショップ」の実施など、あらゆる機会を捉え、庁舎のみならず中心市街地に位置する新庁舎とまちづくりをテーマとして積極的な協議を行い、ご意見に耳を傾けてまいりました。

このような経過を経て、現在の「大垣市新庁舎建設実施設計」に至っているものでございます。

このたびの条例の制定請求は、現庁舎を耐震補強し、庁舎の新築を延期することを求めるものでございますが、昨年４月に発生した熊本地震でも明らかになったように、大規模地震とそれに引き続く大きな余震に対しては、耐震補強では天井や壁の剥落、亀裂の発生、基礎杭の損傷などを防止することはできず、使用不可能となり、執務を継続することができませんでした。

そのために、熊本県の自治体では、仮設庁舎や代替施設で執務することを余儀なくされ、復旧・復興が遅々として進んでいない状況を、私は現地で見てまいりました。

したがって、現庁舎の耐震補強ではなく、免震構造による新庁舎の建設でなければ、大規模地震に対する防災拠点としての機能を果たすことができず、加えて、市民の皆様の大きな要望である庁舎の分散化の解消を実現することはできません。

大規模地震の発生が叫ばれている中、災害対策本部機能である新庁舎を建設し、行政と市民が一丸となり「災害に強いまちづくり」を目指していくことこそが、将来の世代や子どもたちに対する私たちの責務であると考えております。

新庁舎の建設につきましては、私自身がその必要性を自覚しており、市長選においても訴えるとともに、議員各位、さまざまな委員会や懇話会、そして市民の皆様のご意見等をお聴きしながら進めてまいったものでございます。

これにより、私は「市役所を耐震補強し、新築の延期を求める住民投票条例」を制定する必要はないものと考えております。

以上が、住民投票条例制定請求に関する私の意見でございますが、新庁舎建設という大垣市にとりまして重要な事業を、これまでと同様に、議員の皆様をはじめ市民の皆様との協議を行い、ご理解を得ながら進めてまいり所存でございます。